

堺市立こどもリハビリテーションセンター指定管理者候補者の選定について (非公募理由)

堺市立こどもリハビリテーションセンターは、心身に障害のある子ども及びその疑いのある子どもの早期療育支援を行うことにより、豊かな発達と自立を促し、地域社会の中で生き生きとした暮らしが送れるよう家族も含め総合的に援助していくことを目的として設置された施設である。子どもの状況や発達課題を踏まえ、「保育」、「診療」、「リハビリ」、「相談」を一体的に行う総合的な療育が必要とされるため、療育にあたる職員には、高度な専門的知識や経験が求められる。また、発達障害の子どもは環境の変化にとっても敏感であるため、障害児支援の継続性の担保や、障害児やその保護者とセンターのスタッフとの信頼関係の構築が不可欠である。さらに、同センターは、診療施設も併設する療育の専門施設として、こども園・保育所・幼稚園・学校や障害児通所支援事業所等への支援や、その利用者への療育の提供や支援など、地域における障害児支援の中核的機能を担うことも必要である。

堺市社会福祉事業団は、当該施設を管理運営させるために平成6年に設立した社会福祉法人であり、法人設立以降、本市における就学前の障害児の早期発見・早期療育システムの中心的な役割を担ってきた。就学前の障害児療育に特化した事業展開により、長年にわたり蓄積した経験や実績、専門的なノウハウに基づく高度な専門性を活かすことで、障害の種別や程度（重度・重複）に関係なく、毎日通園や分離保育、単独登園や並行通園など、多様化する支援ニーズに対応した療育の実施が可能となっている。また、卒、退園後の学校や幼稚園等との連携も保護者了解の下、密に行っており、関係諸機関からの信頼も得ている。

これらの点をふまえると、こどもリハビリテーションセンターの設置目的の実現のためには、堺市社会福祉事業団を指定管理者に指定し、これまでの同団体の業務の遂行により蓄積された知識やノウハウ、ネットワークを最大限に活用することにより、安定的に質の高い障害児療育の実施に取り組むことが適切であると考えられる。以上のことから、次期指定管理者の選定について、公募は行わず、選定手続きを進めることとする。